

# みなべ町紀州南高梅使用の おにぎり及び梅干しの普及に関する条例

梅干しに代表される梅関連商品（以下「梅干し等の梅製品」という。）は、古くから保存食として、また、健康食品として親しまれ、認知されてきた。本町は、日本一の梅の町として、また、南高梅が誕生した町として知られている。そして今日では、全国トップブランドの梅干しとして、最高の品質そして機能性の高い健康食品であると認められ、梅産業は本町の重要な基幹産業として発展を遂げてきた。ここに、町並びに梅の生産に携わる者（以下「生産者」という。）及び梅干し等の梅製品の生産又は販売を業として行う者（以下「事業者」という。）が連携を図りながら、それぞれの役割を果たし、町民の協力をもって紀州南高梅を使用したおにぎり（以下「梅干しでおにぎり」という。）を奨励し、梅干し等の梅製品を積極的に普及することにより、梅の消費拡大を図り、更なる紀州南高梅ブランドの確立、梅関連産業の振興発展及び地域の活性化並びに町民の健康の維持・増進の視点から、町の合併10周年を期に、この条例を制定する。

## （町の役割）

第1条 町は、「梅干しでおにぎり」を奨励するとともに、生産者及び事業者との連携を図り、梅干し等の梅製品の普及促進に必要な措置を講ずるものとする。

## （生産者の役割）

第2条 生産者は、全国ブランドとしての紀州南高梅の価値を更に高めるため、高品質及び安定生産を目指すとともに、生産物の安全性及び安心の信頼性を確保することに努めるものとする。

## （事業者の役割）

第3条 事業者は、おにぎり用梅干し等の新製品の研究、開発等を推進し、その商品の普及促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

## （町民の協力）

第4条 町民は、「梅干しでおにぎり」及び梅干し等の梅製品の普及促進に協力し、町民自らの健康の増進に努めるものとする。

## （連携及び協力）

第5条 町並びに生産者、事業者及び町民は、「梅干しでおにぎり」及び梅干し等梅製品の普及促進に関し、相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

## 附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。